

## 議案第7号

狭山市子ども医療費支給条例及び狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部  
を改正する条例

(狭山市子ども医療費支給条例の一部改正)

第1条 狭山市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

(狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第2条 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成4年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月23日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

### 提案理由

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による児童福祉法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。